

急傾斜地（特に山の斜面）での滑落に注意！

～数mの滑落でも、木や岩に激突して致命的な負傷に繋がることがあります～

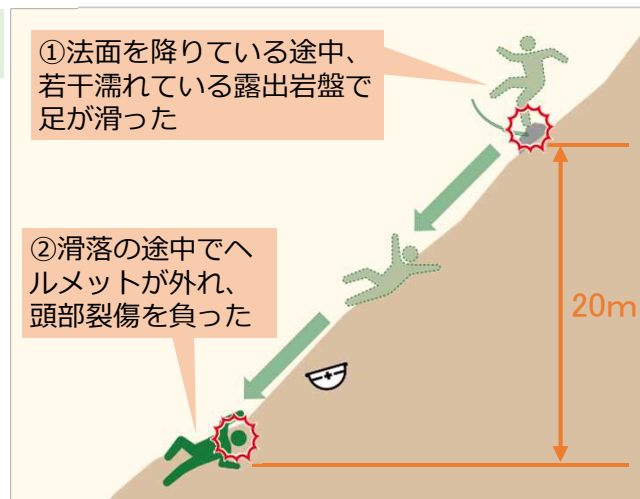
滑落事故は誰にでも起こり得ます。しかし実際に起こった事故を調べると、未然に防ぐことができた、という場合がほとんどです。急傾斜地で作業をする場合には、しっかりと事前に安全対策を講じ、作業中や移動時には気を緩めることなく、常に慎重な行動を心がけましょう。

事故事例1 岩盤で足を滑らせて滑落

【事故概要】 河川の測量作業中に、濡れていた露出岩盤で足を滑らせ約20m滑落。滑落の途中でヘルメットが外れ、頭部裂傷を負った。

【主な要因】 補助ロープを使用する等の急傾斜地における安全対策がとられていなかった。

【再発防止対策】 ①昇降を伴う行動をする際にはハーネスを着用し、1名ずつ降下または登る。
②降下開始地点にロープを支持する作業員2名を配置する。



事故事例2 安全対策なしに立入り、滑落

【事故概要】 法面工事の現場代理人が、法肩を歩行中、草で足を滑らせた。咄嗟にうつ伏せになって何かに掴まろうとしたが、そのまま掘削法面を滑落した。

【主な要因】 後片付け期間に発生した事故で、当該法面作業時には安全対策を行い工事を完了させていたが、他工事へ引き継ぐため、親綱撤去後の本来立ち入るべきでない箇所に、安全対策が不十分な状態で現場確認を行った。

【再発防止対策】 親綱撤去後は、立ち入らないものとし、梯子を使用しての確認とする。



急傾斜地における事故防止ポイント

- 「ロープ高所作業」とは、「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(40度未満の斜面における作業を除く)」と定義されています。**勾配40度以上の急傾斜地においては、転落防止柵の設置または安全帯を使用させる必要があります**（ロープ高所作業を行う場合には、特別教育も必要です）。
- 事前調査で崖等の**危険箇所を把握し、危険マップの作成、作業計画・方法・手順を決め、安全対策をしっかりと講じましょう。**
- 足元が悪いときは、**足の裏がしっかりと着く場所を選び、一歩ずつ小股で歩きましょう。**特に木の根っこや岩は、より滑りやすいので注意しましょう。
- 急傾斜地の作業時にはヘルメットや安全靴等の**保護具を着用**するとともに、ヘルメットの紐のゆるみ等、**適切に着用できていることを確認**しましょう。

“滑落しづらい対策”だけでなく“滑落した場合に身を守る対策”も講じましょう

令和5年4月1日から 危険有害な作業※ を行う事業者は以下の1、2に対し 一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令が改正され、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※危険有害な作業・・・労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業(業務)が対象です。

- ①労働安全衛生規則 ②有機溶剤中毒予防規則 ③鉛中毒予防規則 ④四アルキル鉛中毒予防規則 ⑤特定化学物質障害予防規則 ⑥高気圧作業安全衛生規則 ⑦電離放射線障害防止規則 ⑧酸素欠乏症等防止規則 ⑨粉じん障害防止規則 ⑩石綿障害予防規則 ⑪東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

重層請負の場合の措置義務者は誰か？

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請の作業員まで作業に従事する場合、一次下請は二次下請に対して義務を負い、三次下請に対しては義務はなく、二次下請が三次下請に対して義務を負います。



改正が行われた背景は？

「一人親方等」は、自営業者等であることから労働者とは区別され、これまで労働安全衛生法に基づく措置の対象とされていませんでした。しかしながら、建設アスベスト最高裁判決(令和3年5月)を踏まえ、新たに安衛法第22条に基づく措置の対象とすることとなりました。

どんな措置が義務付けられるの？

請負人(一人親方、下請業者)だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等を稼働させる。労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人(一人親方、下請業者)に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知する、等が義務づけられます。

「同じ作業場所にいる労働者以外の人」とは？

同じ作業場所にいる一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員等のことです。契約関係は問いません。

元方事業者が実施すべき事項は？

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければならない。

詳しくは厚生労働省ホームページを参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/azen/newpage_00008.html

法令遵守はもちろんのこと、高い安全意識を持って事故を防止しましょう

